平成27年上期のレセプト情報・特定健診等情報の提供に関する 日程等について

## 1 概要

厚生労働省が保有するレセプト情報・特定健診等情報(以下「レセプト情報等」という。)については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、公益性の高い学術研究に対して「特別抽出データ」、「サンプリングデータセット」、「集計表情報」の提供を行うこととしております。

#### (参考)

- (1)特別抽出データとは レセプト情報等から申出者の要望にあわせて抽出したデータ
- (2) サンプリングデータセットとは レセプト情報等から予め一定程度の件数を抽出し、さらに安全性に配慮した エ夫を加えたデータ(探索的な研究のニーズ対応、詳細は別添 1 参照)
- (3)集計表情報とは

レセプト情報等について、提供依頼申出者の申し出に従い、一定の集計を加えたうえで、集計表情報として提供するもの。

## 2 申出応募資格

ガイドラインの中で提供依頼申出者の範囲として規定されている方で、次の(1) から(2)に該当する方が対象となります。

なお、レセプト情報等の提供を申し出る場合は、ガイドラインやレセプト情報の取扱いについて、理解を深めていただくため、厚生労働省ホームページに掲載の申 し出に当たっての説明ビデオを視聴することが必須となります。

# <u>(レセプト情報等の提供に関する説明会)</u>

http://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjiXXj6lpX7t5FbsPcjeD1b)

## [留意事項]

説明ビデオでは、上記(1)~(3)提供パターン以外に「基本データセット」 の解説がありますが、今回は対象外となります。

## 今回は提供

- (1) 次の①から⑥のいずれかの機関・団体に常勤の職員として所属されている方であって、かつ実際にご自分でレセプト情報等を用いた学術研究を行う予定の方
  - ① 国の行政機関
  - ② 都道府県
  - ③ 研究開発独立行政法人等
  - ④ 大学(大学院を含む)
  - ⑤ 医療保険者の中央団体
  - ⑥ 医療サービスの質の向上等をその設立趣旨に含む公益法人等
- (2) レセプト情報等を利用した学術研究の費用の全部又は一部を国の行政機関や研究開発独立行政法人等から補助等がされている方(補助等の申請中又は申請予定の方も含む。)

#### 3 日程

(1) 申出書受付

提供依頼申出を希望される方は、必要書類の確認を行ったうえで、申出書及び 添付書類の原本を次の期間に送付先へ提出して下さい。

受付期間:平成27年5月22日から平成28年3月31日

#### 〈送付先〉

〒144-8721

東京都大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア10F ニッセイ情報テクノロジー株式会社 ヘルスケアソリューション事業部 レセプト情報等第三者提供窓口

※ 平成27年4月から、事務処理を円滑に行うため、レセプト情報等の提供に関する業務の一部をニッセイ情報テクノロジー株式会社に委託しております。

#### (2) 事前相談

レセプト情報等の提供を申し出される方は、相談窓口を設置しておりますので事前にガイドラインをお読みいただき、ご不明な点はご相談のうえ申出書及び必要書類の準備を進めてください。

なお、これまでの受付において、書類の不備等が散見されておりますので事前 に相談していただくようにお願いいたします。

## ①相談内容

ガイドラインに基づき提供依頼申出書を作成する際の

- ✓ 形式的な要件の確認
- ✓ 添付書類等の必要書類の確認

等を主な内容とします。

## ②相談方法

原則として、申出にあたっての必要書類をすべて作成・用意していただき、 別添2事前相談様式と共にメールにより次のレセプト情報等第三者提供窓口 のアドレスまでご提出下さい。印鑑等の押印は必要ありません。

なお、質問事項がある場合は別添2事前相談様式に記載して下さい。

〇レセプト情報等第三者提供窓口

メール: receipt@nissay-it.co.jp

担当 :ニッセイ情報テクノロジー株式会社 坪田、仲田、森本

電話 : 03-5714-2327

## 4 申出書審査

(1) 平成27年7月審査

平成27年6月12日(金)までに受付けた申出書は、平成27年7月開催 予定の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議審査分科会」(以下、審査分 科会)という)において審査を行う予定です。

なお、承諾・不承諾通知については、平成27年8月下旬頃に各申出者に送付する予定です。

(2) 平成27年8月から平成28年3月までの期間中に審査分科会を開催するとして現在調整中です。ご迷惑をおかけいたしますが、日程等については、確定後に厚生労働省ホームページにより周知いたしますのでご留意下さい。

## 5 その他

(1) 第三者提供にかかる承諾後のレセプト情報等の提供については、医療費適正 化等の施策に関するデータ抽出等を優先させていただく場合があります。

レセプト情報等の提供までに時間を要する場合がありますのであらかじめご 承知おき下さい。

(2) レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン及び申出書様式等はこちらをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082062.html